

1. 平成 24 年度における取扱い

- ① 現金給付の地方負担 1,087 億円
国：地方＝2：1（恒久化）
※所得制限超世帯への措置は月額 5,000 円を前提
- ② 子ども手当特例交付金 1,353 億円
平成 22 年度の子ども手当の創設に伴う負担の増大に対応する地方特例交付金について、子ども手当から子どものための手当への制度改正に伴い整理する。
- ③ 減収補填特例交付金 500 億円
平成 24 年度税制改正に伴い必要となる市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするための地方特例交付金の措置を国費から地方の増収分に振り替える。
- ④ 地方の自由度の拡大にあわせた一般財源化等 1,841 億円
 - ・子育て支援交付金（地方独自の子育て支援推進事業等）（93 億円）
 - ・地域子育て創生事業（124 億円）
 - ・子ども手当事務取扱交付金（98 億円）
 - ・国民健康保険都道府県調整交付金（1,526 億円）
都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、国定率負担から都道府県調整交付金へ移す（給付費等の 2%分）。
- ⑤ 平成 24 年度における暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用 269 億円

2. 特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担については、その解消に平成 24 年度予算から取り組み、早期の解消を目指す。

3. 平成 25 年度以降の対応

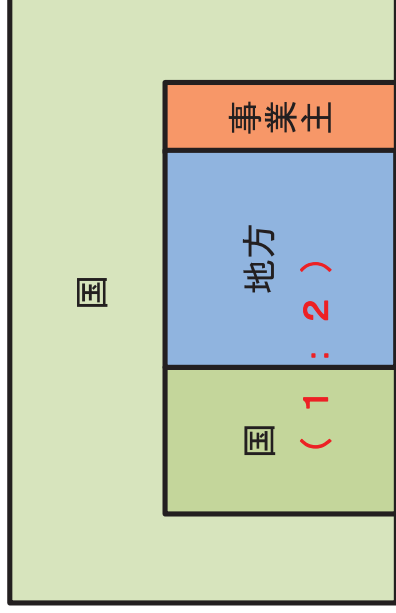
年少扶養控除の廃止等による地方増収であることに鑑み、平成 25 年度に平年度化する地方増収（追加増収分：675 億円）及び 1. ⑤の暫定対応分は、平成 24 年度増収分に係る対応に代えて、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用することとし、その具体的内容は今後検討する。

平成24年度以降の子どものための手当制度について

1. 子どものための手当の費用負担の見直し

- ◎児童手当法の改正により、恒久的な子どもための手当制度を創設するにあたり、費用負担を次のとおり見直す。
- ・現金給付に関する国と地方の役割分担を踏まえ、国：地方＝2：1とする。
- ・制度改正に伴い、子ども手当の創設に伴う地方の負担増に対応するための子ども手当特例交付金は整理する。

【現行】

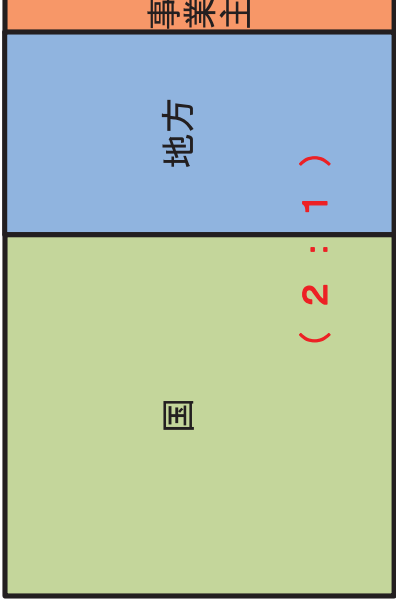


※ 公務員は全額所属庁が負担

※ 子ども手当の創設に伴う地方の負担増に対応するため、別途子ども手当特例交付金を交付する



【見直し案】



※ 公務員は全額所属庁が負担

※ 所得制限未満の3歳未満(被用者世帯)の費用の15分の7を事業主負担

制度改正に伴い、整理



2. 制度の概要

[支給額]	・ 3歳未満	： 一律 15,000円
	・ 3歳以上小学校修了前	： 第1、2子 10,000円、第3子以降 15,000円
	・ 中学生	： 一律 10,000円
	・ 所得制限世帯	： 一律 5,000円

[所得制限] 平成24年6月分から実施

基準額は年収960万円(夫婦、子ども2人)とし、これまでの児童手当制度と同様に扶養親族数等に応じた加減等を行い、被用者・非被用者の水準は同一とする。